

議案第28号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

施設

名称 大屋第6分団（横行）車庫
所在 養父市大屋町横行368番地1
構造 鉄骨造平屋建
延床面積 17.56平方メートル

2 譲渡の相手方



横行区

区長 安達 誠剛

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。